

議長（福田会長）

会議資料 2 ページの議案第 37 号「事務組織及び機構の取扱いについて」専門部会の説明を求めます。

事務局（河原行政経営部長）

合併協定項目の議案の説明をいたします前に、別紙綴りの冊子、参考資料の 1 ページをご覧ください。合併協定項目の審議状況を一覧表にまとめたものでございます。本日の協議会におきましては、13 番の事務組織及び機構の取扱い、17 番の補助金、交付金等の取扱い、20 番の各種事務事業の取扱いのうち国民健康保険関係事業の取扱い、コミュニティ関係事業の取扱い、保健衛生関係事業の取扱い、障害者福祉関係事業の取扱い、商業・観光・工業関係事業の取扱いの 5 項目、及び、21 番の市町建設計画、合計 8 項目をご審議いただくものであります。

なお、承認済みの協定項目は、これまで 26 項目でございます。

それでは、議案第 37 号「事務組織及び機構の取扱いについて」ご説明いたします。別冊の参考資料は 3 ～ 10 ページですので、併せてご覧ください。

議案の内容でございますが、本文中に記載のとおり、まず第 1 項として、現在の上三川町、上河内町及び河内町の役場は地方自治法上の支所とする。

第 2 項として、支所の組織機構については、地域自治制度を効果的に推進し、かつ簡素で効率的な組織とし、住民生活に支障を来することがないように配慮しつつ、段階的に見直しを図るものとする。

第 3 項として、上三川町、上河内町、河内町に置かれている附属機関は、原則として廃止するが、各町が独自に設置している附属機関については、必要に応じ適切な措置を行うものとするというものであります。

続きまして、詳細についてご説明いたします。参考資料の 3 ページをご覧ください。組織機構の現状であります。4 ～ 5 ページに現状の組織機構が記載してあります。附属機関の現状につきましては 6 ～ 8 ページに記載させていただきました。

また(1) 先進事例につきましては、廿日市市など 4 市の例を 9 ～ 10 ページに記載し、また(2) の関係法令につきましては、地方自治法の抜粋を記載させていただきました。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

議長（福田会長）

議案第 37 号につきまして専門部会の説明が終わりました。ここで質疑を行います。ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。参考資料は 10 ページまででございます。

取扱いについての 3 番目に「各町が独自に設置している附属機関については、必要に

応じ適切な措置を行う」という記載がありますけれども、今後どういう協議が行われるわけですか、これについて説明を加えてもらいたいと思います。

事務局（渡辺行政経営課長）

附属機関につきましては、法律に基づいて設置されるものと、条例に基づいて独自に設置しているものの2通りございますが、宇都宮市に無いもので各町で独自に持っているものとすれば、上三川町で言う同和対策審議会とか、町営住宅入居選考委員会とか、上河内町で言えば老人福祉センター運営委員会等がございます。

こういったものにつきましては、宇都宮市の持っている附属機関に関する指針がございますので、それに基づきまして、同じものは統合していきますし、独自のもので存続する必要があるものは残していきたい。それは町と十分調整しながら行ってまいります。

議長（福田会長）

ありがとうございます。委員の方でほかにございませんか。

それでは、無いようでございますので、お諮りいたします。議案第37号「事務組織及び機構の取扱いについて」は、原案のとおり決定することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

それでは、議案第37号は原案のとおり決定いたします。